

事業者の皆様へ

消費税のインボイス制度等 説明会のご案内

要事前予約
参加無料

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日 時	開催場所	定 員	問 合 せ 先
令和4年4月12日(火) 10:30~11:30	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 法人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線612)
令和4年5月17日(火) 10:30~11:30	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 法人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線612)
令和4年6月6日(月) 10:30~11:30	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 法人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線612)

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

日 時	開催場所	定 員	問 合 せ 先
令和4年4月12日(火) 13:30~15:00	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 個人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線414)
令和4年5月17日(火) 13:30~15:00	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 個人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線414)
令和4年6月6日(月) 13:30~15:00	半田税務署 東庁舎1階会議室 半田市宮路町50番地の5	30名	半田税務署 個人課税第一部門 Tel0569-21-3141(代表)(内線414)

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 会場収容人数の都合上、事前予約制としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止又は延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報は
こちらをご覧ください。



●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい
情報等はこちらをご覧ください。



消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

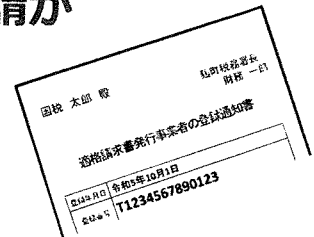
多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の
方式としてインボイス制度が始まります。

インボイスを発行するためには、登録申請が
必要です。

登録を受けると、税務署から登録年月日
や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が

始まったら
どう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問に
お答えします！

🔊 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時申込み受付中！質問もチャットで受付！

🔊 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
に関する情報



🔊 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス
制度特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面

ものづくり・商業・サービス補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

* 補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等			
* 補助上限額と補助率：	申請類型	補助上限額（※1）	補助率
右表参照	通常枠		1/2（※2）
* 開始時期：10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定	回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）	750万円、1,000万円、1,250万円	
	デジタル枠		2/3
	グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる （※2）小規模事業者・再生事業者は2/3 （※3）給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））
- * 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

* 補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等			
* 補助上限額と補助率：	申請類型	補助上限額	補助率
右表参照	通常枠	50万円	
	成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
	新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
	インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

* 開始時期調整中

IT導入補助金

- * インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

- * 補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等
- * 補助上限額と補助率：
ITツール ～50万円（補助率3/4）
50～350万円（補助率2/3）
PC、タブレット等 10万円（補助率1/2）
レジ等 20万円（補助率1/2）
- * 開始時期調整中

事業承継・引継ぎ補助金

- * 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

- * 補助対象：
・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等
- * 補助上限額と補助率：
（補助上限額）150万円～600万円
（補助率）1/2～2/3
- * 開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）